

# 令和2年度 川崎市公共建築物木質化リノベーション推進業務委託

## プロポーザル募集について

### 1 背景・目的

川崎市では、木材利用が地球温暖化防止、国土の保全、森林再生等に寄与することから、平成26年に「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を策定するなど、国産木材の利用促進に取り組んでおります。

平成31年度から、森林整備・林業に関する人材育成、木材利用・普及啓発に活用すべく森林環境譲与税の譲与が開始され、木材の消費地として積極的に国産木材を利用することが求められています。また、木材利用の促進を図るためには、市民が木に触れ、その良さを知る機会を増やすことが重要だと考えられます。

こうしたことから、多くの市民が利用する公共施設の一部において、内装や家具等の木質化リノベーションを実施することにより、リノベーションを通じて施設が抱える課題の解決や利便性の向上と併せ、市民が木に触れる機会創出を図ります。

より良い木空間を実現するため、技術・ノウハウを有する事業者を、公募型プロポーザル方式にて募集します。

## 2 委託業務概要

- (1) 件名 令和2年度 川崎市公共建築物木質化リノベーション推進業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和3年3月15日まで（令和2年度契約）
- (3) 予定経費 約4,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、提案対象の規模の上限を示すものです。

- (4) 契約方法 本プロポーザルにおいて選定された事業者と随意契約を締結することを予定しています。
- (5) 業務内容 本事業の背景・目的を踏まえ、次の業務を行って下さい。

### ア 麻生区役所における木質化リノベーションの実施

○広く市民への木の効果の普及等を図るため、麻生区役所2階市民ホール（ロビー）を中心に、主に国産木材を使用して木質化リノベーションを行います。

○次の点に留意して行って下さい。

#### 《木質化の考え方について》

- ・以下の区役所が抱える諸課題に対し、木材利用を通じて課題解決に繋がる提案を行い、区民サービスの向上を図ること。

「建物内が暗く、古い」

「2階入り口から入った際、総合案内の場所が分かりづらい」

「情報コーナーのチラシの場所が分かりづらい」

「市民ホールに統一感がなく、老朽化している様々な什器等が設置してある」

「総合案内の形状により、複数の市民から同時に話しかけられるため、市民サービス上課題となっている。」

- ・多くの市民の目に触れる場所であることを踏まえ、来庁者が変化を実感できるような提案を行うこと。
- ・提案は2階市民ホールの総合案内、情報コーナーのチラシ配架台等（ファイル収納棚を含む）を中心に木質化することにより、ホール内のレンガ調の壁面や中庭との調和を図るとともに、利用者に木の温もりが感じられる設えとすること。

※総合案内の幅は、エレベータホールや区民課への動線に支障が無いよう、現況程度（別紙参照）とする。

※総合案内は、カウンター内に書類等を保管できる機能を有するとともに、カウンター付近に来庁者の一時的な荷物や手指用アルコール消毒液等が置ける設えとすること。

- ・市民ホールの壁面に設置してある絵画は、原則として移設・撤去しないものとする。ただし、やむを得ず移設が必要な場合は監督員と協議の上、監督員の指定の場所に移設すること。

- ・壁面はレンガ調壁の現況を活かすため、施工範囲外とする。

- ・2階市民ホールは、令和4年度に天井改修工事が予定されているため、総合案内、チラシ配架台等は移動できる設えとすること。

#### 《現状の什器について》

- ・什器の木質化において、既存什器の木質化又は新規入替のいずれでも可能とするが、全体として調和のとれたものとする。
- ・チラシ配架台等を木質化する際は、監督員と協議の上、現状の8割程度の収納力以上とすること。

- ・リノベーションにより不要となる什器は、区役所職員の指示する場所（区役所内）に移動すること（処分は不要）。

#### 《施工条件について》

- ・添付図面のとおり、避難口等の出入口は常時通行可能とすること。
- ・シャッターの動作等既存設備の稼働に支障がない施工とすること。
- ・工事等は、原則閉庁時間（土・日・祝（第2・第4土曜日を除く）、17:00～翌8:30）に行うこと。（ただし、提案の内容によっては、区役所職員等と調整し、工事エリアを区切るなど、区役所の業務に支障がないことを認められた場合、この限りではありません。）

- 事業内容等については、選定後、区役所職員等へのヒアリング等及び監督員との協議を行い、決定します。

#### イ 報告書作成

- 本事業の実施内容を報告書としてとりまとめて下さい。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、監督員は受託者に修正等適切な対応を求めることができます。

### 3 参加資格

受託を希望する事業者は、本事業の目的に沿った事業提案及び業務を適切、公平、中立かつ効率的に実施できるものであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 申請時点において、川崎市の競争入札参加資格を有する登録事業者であること。
- (2) 本委託業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の達成及び事業計画の遂行に必要な人員及び組織を有していること。
- (3) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当するもの
  - イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中であるもの
  - ウ 直近2か年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税・地方法人特別税、法人住民税、固定資産税を滞納しているもの
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるものまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
  - オ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
  - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制化にある団体
  - キ 代表者が成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
  - ク 代表者が禁固以上の刑に処せられ、執行終了日または執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
  - ケ その他資格審査において不相当であると市長が認めるもの
- (5) 本市と円滑に連絡調整できる地域に本社または事務所等があること。

#### 4 応募方法・提出書類

申請書等を漏れなく記入し、必要書類を添えて、持参にて提出してください（郵送、FAX、電子メール等不可）。申請書等の様式は、川崎市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000120675.html>

##### (1) 提案の募集期間及び受付時間

令和2年9月10日（木）～令和2年10月2日（金）（土・日・祝日を除く）

8時30分～12時及び13時～17時15分

##### (2) 提出書類

No.	名 称	様 式
1	応募申請書	様式1
2	誓約書	様式2
3	会社等の概要	様式3
4	配置予定人員	様式4
5	業務提案書	様式5
6	見積書（明細書を含む）	—
7	定款 ※最新のもの	—
8	法人概要・業務実績等がわかるもの（パンフレットなど）	—
9	その他市長が必要と認める書類	—

##### (3) 提出部数 正本1部 及び 副本（写し）10部

##### (4) 提出場所 川崎市まちづくり局総務部企画課



川崎市まちづくり局  
総務部企画課

【住所】  
川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命川崎ビル8階

(5) 留意事項

- ア 提出書類（正本1部、副本10部）は、部ごとにまとめてA4判縦型フラットファイルに綴じて（折込可）提出してください。
- イ ファイルの表紙及び背表紙には、提案事業名及び団体名を記載してください。
- ウ 提出書類には「4（2）提出書類」のNo.をインデックスとして付けてください。
- エ 応募に要した経費等については、本市は一切負担いたしません。また、提出書類は返却いたしません。
- オ 提出書類の差し替え及び再提出は、提出期間終了後は一切受け付けません。
- カ 提出書類は、川崎市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- キ 応募申請書の提出後に辞退する場合は、応募辞退届（様式6）を「4（4）提出場所」に持参してください。
- ク 以下の事項に該当する場合は、無効または失格となることがあります。
  - （ア）提出書類の提出場所、提出期間、提出方法等が守られなかったとき。
  - （イ）提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。

**5 応募に関する質問・回答**

- (1) この募集に関する質問がある場合は、質問書（様式7）に記入の上、まちづくり局総務部企画課まで提出してください。
  - （FAX、メール可、送付先は「8 募集に関する問い合わせ先」まで）
- (2) 質問受付期間  
令和2年9月10日（木）～令和2年9月23日（水）  
8時30分～12時及び13時～17時15分
- (3) 質問に対する回答  
質問書に対する回答については、後日、質問者に回答します。

**6 受託候補者の選定方法**

募集終了後、提出された書類に基づき、次の評価項目について、妥当性、実現性、事業効果などを総合的に審査するため、審査会を開催（10月中旬頃を予定）し、受託候補者を選定します。審査会においては、提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答（1件あたり15～20分程度）を実施する予定です。なお、審査の結果、選定された事業者については、選定結果通知書（様式9）にて通知し、あわせて今後のスケジュールをお知らせいたします。

**【評価項目】**

- (1) 参加資格
- (2) 見積金額
- (3) 配置人員（執行体制・役割など）
- (4) 業務に関する提案

**7 その他**

- (1) 市内業者の育成及び市内経済の活性化の観点から、本業務委託の協力企業等は、市内企業の採用に努めてください。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

## 8 募集に関する問い合わせ先

川崎市まちづくり局総務部企画課

(川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル8階)

電話 044(200)2703

FAX 044(200)3967

E-mail 50kikaku@city.kawasaki.jp

